

令和8年度第1回広島市立図書館協議会 会議要旨

日 時	令和8年4月17日（金） 14時30分～15時00分		
場 所	広島市立中央図書館 セミナー室1・2（エールエールHIROSHIMA10階）		
公開・非公開の別	公 開	傍聴人	5名
出席者	委 員：林委員、庄委員、岡田委員、奥村委員、河村委員、辰上委員、黒川委員、矢野委員、 外村委員、前田委員 事務局：石橋市民局次長、石田生涯学習課長、篠原中央図書館長、野田中央図書館副館長、 佐藤中央図書館事業課長、林こども図書館長		

議 事（会議要旨）

1 開会

2 議事

(1) 移転・開館後の広島市立中央図書館について

<説明>

資料1に沿って生涯学習課長が説明。

(2) その他について

<説明>

資料2に沿って中央図書館副館長が説明。

<質疑等>

(黒川委員)

毎年このような形で事業計画や予算書が出されているのか。また、資料2の内容は、広島市文化財団としての予算なのかどうかといった、概要を説明してほしい。特に、新しい中央図書館ができたことで、従来と比べてどうかという点も教えてほしい。

(中央図書館長)

例年この形で示しており、広島市文化財団の理事会、評議員会にかけている。

予算については、事業計画の中で、広島市文化財団の理事会、評議員会にかけている。図書館において令和8年度に実施する予算は資料2に記載されたものが全てになる。

また、今年度は新たな指定管理期間に入り、中央図書館の開館日の増加及び開館時間の延長があったことから、職員も増員され、広島市において図書資料の購入費も増額されたため、昨年と比べると予算は増額となっている。

(岡田委員)

本日は、新しい中央図書館を見学させていただき、感謝する。素晴らしい図書館になっているため大変感激したが、中央図書館の8階フロアと、こども文化科学館と併設のこども図書館との中身の違いを、今後どのようにしていくのかを教えてほしい。

(中央図書館事業課長)

中央図書館の8階フロアでは、こども図書館で扱っている本も配架しているが、まだ、あまり本に興味がないようなこども、例えばこれまでの読書経験が少ないこどもがいた場合、気軽に読んで

みようと思ってもらえるような本をより充実させた形で収集しているのが、8階フロアの特徴と考える。

(市民局次長)

設置者としてのおおよその考え方を申し上げますと、児童サービスの中央館は、あくまでこども図書館であり、学校支援の機能等はこども図書館が担う。

中央図書館8階は、全世代型の図書館を目指すということで、これまでの中央図書館に配架していなかった年齢層を対象とした本を配架することとしている。「ジュウダイノタナ」という青少年向けのコーナーも設置しているが、幼児向けの絵本から小学生、中学生と徐々に、年齢が上がっていても、この図書館を楽しんでもらえるように、最初は親子で立ち寄ってもらい、親に本を読んでもらったり、ただ遊びに来たりということも考えられるが、だんだんと友達同士で立ち寄ったり、中高生になれば、自分で本を借りていくというように、「読書離れ」と言われる時代だが、こどもたちが本に親しめるきっかけになるフロアが8階だと考えている。

(庄委員)

かなり多彩な書架が展開されていて、非常に面白く、興味深く拝見した。

先ほど、蔵書検索で本を、何でもよいので1冊探してみたが、データからではどこの書架にあるのかが、少し見当が付きにくいところがあった。今後その辺りをデータの的に整備されていくのかと思うが、事業計画の中では記されていないようなので、検索した蔵書にたどり着ける仕組みを今後どのように考えていくのか、教えてほしい。

(中央図書館長)

実は中央図書館の移転・開館後、本を探しにくいという声が寄せられている。また、本当に大勢の利用者に来館していただいております、どのように案内するかという点に関しては、検討しているところである。サインについても改善したいと考えており、寄せられた意見や職員の気づきをまとめているところであるため、順次、取り組める箇所から進めていきたいと思っている。

(辰上委員)

今日は素晴らしい図書館を御案内いただき、感謝する。館内において来館者が当該図書館を褒めている声が耳に入り、地元のみならず広域都市圏の方に愛される図書館になってほしいと思った。

一方で、中央図書館の重みを守っていくような形であると、何か異なる施設があってもよいかと思った。それが浅野文庫等施設（仮称）になるのかもしれないが、この場所で新しい中央図書館は開館したので、良い方へ向かっていくことを願っている。

また、先ほどお話があったが、自分もレシートの表示だけでは、本が探しづらいと思った。

さらに、案内表示について、デザインも含め良い案内板だと思うが、案内表示が交差していることで、角度によってはトイレの表示が見えない場所がある。先ほど、案内のサインについては改善されるという話はあったが、特に、トイレの表示は分かるようにしてもらえたらと思う。

また、「おはなしのへや」について、壁に棚が設置されていたが、この棚は不要だと思った。今後、カーテンを設置する等、おはなし会を行う際に棚を隠すことは検討されるのか。

(中央図書館長)

棚について、どのような支障があると考えられているか、教えていただきたい。

(辰上委員)

こどもがぶつかる危険性がある。また、おはなし会を行う部屋であれば本やストーリーテリング

に集中できるような環境がふさわしいと考えるところ、黒い柱が視覚的に目立つように感じられ、何のために設置してあるのかと不自然さを感じた。今後、検討してもらえたらと思う。

(中央図書館長)

「おはなしのへや」がどのようなコンセプトで設計されているかという点もあるため、その辺りを整理し、必要であれば改善も検討していこうと思っている。様々な考えの方がいる中で、なかなか意見を全て反映させることは難しいが、真に利用者に使いやすい図書館を目指して取り組んでいきたいと考えている。

(外村委員)

見学会について、御案内いただき感謝する。

デザインが良く、椅子も幅広い種類があった。また、空調が良いのか、空気が澄んでおらず、非常に快適だった。その点は人が集まる要素としても良いと思った。

一方で、開館から間もないためか、本が歯抜け状態のようだった。現在の蔵書数は概数でどの程度あるのか教えていただきたい。また、キャパシティが増えていられると思われるが、書庫としてはどの程度、収蔵できるのかを教えてください。

さらに、何年か経過し、収蔵する本が許容量に迫った際に、廃棄本が生じられると思われるが、今後の廃棄本の基準や見通しは考えられているのか。

「ジュウダイノタナ」という大きな書架があるが、文庫や叢書を入れるのが良いと思う。

文庫本は消耗品として廃棄されることが多いが、公共図書館で一番探しにくいのは古い文庫本である。古い文庫本は簡単に破棄してしまうと、その後なかなか手にできない。理数系の本と文系の本で異なるとは思うが、廃棄の基準について厳密に決めているのか、又は臨機応変に対応するのかを含めて教えてください。

(中央図書館長)

蔵書数については約120万冊、開架は22万冊である。

(生涯学習課長)

蔵書数は約120万冊、開架は22万冊と、従来から大幅に増加した数字となっているが、それをさらにどこまで許容できるか(収蔵能力はどのくらいか)という御質問については、現時点で回答しかねるため、また後日、回答させていただく。(※1)

(中央図書館事業課長)

廃棄の基準に関しては、「広島市立中央図書館資料収集要綱」に定めがあり、当該要綱に基づき除籍を行っている。また、当該要綱については広島市立図書館のホームページの「広報・資料」のページにも掲載しているため、詳細はこちらを御確認いただきたい。(※2)

(林委員長)

新しく中央図書館が開館し、入館者数も貸出冊数も、かなり多いと感じた。新規の登録者についても、内訳がどのようになっているか、どういう人たちが、どのような形で利用しているのか、というような点を今後、分析されていくのだと考える。また、この中央図書館と各区の図書館、あるいは、こども図書館との関わり方や、映像文化ライブラリーや郷土資料館サテライト等との繋がりというような点から、より発展していくのだらうと思う。これから、浅野文庫等施設(仮称)等の開館もあるため、どのような発展を考えているのか、今後また、教えてもらえたらと思う。

3 閉会

(林委員長)

これをもって、本日の会議を閉会とする。

4 その他

会議中に質問等があり、後日回答としていたこと等に関する回答は次のとおり。

※1 新たな中央図書館の収蔵能力は、約135万冊分となります。

※2 該当の要綱についても情報提供いたします（添付の「広島市立図書館資料収集方針（令和7年5月改訂）」の2ページから「広島市立中央図書館資料収集要綱」が掲載されており、4ページに「8 資料の更新、除籍」等の記載があります。）。

広島市立図書館資料収集方針

第2 広島市立中央図書館

I 広島市立中央図書館資料収集要綱（抜粋）

8 資料の更新、除籍

中央図書館等は常に適切な資料構成を維持し充実させるため、資料の更新を図る。また、資料の除籍にあたっては、「除籍の基準」とこれに基づき別途定める細則により判断する。

(1) 除籍の基準

ア き損・汚損

- (ア) はなはだしいき損又は汚損のために修理製本等ができないもの
- (イ) 代替資料があり、修理価値のないもの

イ 亡失

- (ア) 自然災害や不可抗力の事故等により亡失したもの
- (イ) 再三の督促にかかわらず、回収不能の状態で2年を経過したもの
- (ウ) 所在が不明になり2年を経過したもの

ウ 不用

- (ア) 時間の経過や社会情勢の変化等により、資料的価値や利用頻度が低下したもの
- (イ) 新版・改訂版又は同種資料の入手により、代替可能となったもの
- (ウ) 新聞・雑誌については、定められた保存年限を経過したもの

エ 合本、製本

オ 移管

カ その他

中央図書館長が、除籍が必要と認めたもの

9 資料除籍の決定

- (1) 職員の合議を経て、中央図書館長が決定する。
- (2) 除籍した資料は、広島市物品管理規則等により処理する。